

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

尿尿を終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合における当該尿尿の適正な処理を図るため、建築物の建築等に関する確認申請の際に添付する書類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 建築物の新築等をする際に尿尿浄化槽を設置する場合は、確認申請書に尿尿浄化槽に関する調書を添付しなければならないものとするとともに、当該調書の様式を定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成18年12月1日とする。